人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「―」奄美市笠利町大字和野字長浜金久三七四の四―福岡航空測候所奄美空港出張所―」を削る。

別表の二の表北海道の項中「札幌開発建設部大夕張ダム管理所」を「札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　飛行検査センターの業務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「二人」を「一人」に改める。

第二条の四第一項中「三十六人」を「三十四人」に改める。

第二条の六第一項中「五十五人」を「五十七人」に改める。

第二条の七第一項中「三人」を「四人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十一人」を「三百十九人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	三八二人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	生活安全局	二三四人	
	刑事局	三六九人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	組織犯罪対策部	三四三人	
	交通局	一四六人	
	警備局	二九三人	外事情報部の定員を除く。
	外事情報部	二二六人	
	情報通信局	三二八人	
	計	二、三二一人	うち、一、三五七人は、警察官とする。
附属機関	警察大学校	一七九人	
	科学警察研究所	一二一人	
	皇宮警察本部	九一九人	うち、八七九人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二一九人	うち、七五人は、警察官とし、八七九人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、二〇一人	うち、六八〇人は、警察官とする。
合計		七、七四一人	うち、二、一一二人は、警察官とし、八七九人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	平成二十七年九月三十日までの間	三九八人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	平成二十七年九月三十日までの間	二、三三七人	うち、一、三七三人は、警察官とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。